

## 第30回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月25日(月)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、  
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第62号 非農地証明の結果報告について

第 5 議 第160号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権移転)

第 6 議 第161号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第 7 議 第162号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第 8 議 第163号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(賃貸借権の設定)

第 9 議 第164号 農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について

第10 議 第165号 川西町農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、農地主査 竹田智弘、主任 高橋光好、主任 玉田絵里子、  
主事補 小関未夢

産業振興課主査 高橋陽一

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第30川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。

欠席届のあった委員は、議席7番船山マサエ委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席5番勝見和彦委員、議席6番市川博幸委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より竹田主査並びに小関主事補を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第62号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

1ページをお開きください。報告第62号、非農地証明の結果報告について、申請件数は1件です。

2ページをお開きください。願い人●●、土地については、大字堀金字的場1806-1畑49㎡、計畑2筆266㎡でございます。非農地となった時期及び事由については、年代は不確定ですが、20年以上は経過しているということで、現在住んでいらっしゃる宅地に隣接する農地でありまして、長年にわたり農地として利用しておらず、今後も畑として利用する予定もないという土地であります。調査員の意見としまして、令和4年7月15日に鈴木委員、市川委員と事務局職員で現地確認のところ、申請内容とおり相違ないことを確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、議第160号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

3ページをご覧ください。議第160号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字下小松字佐田2731、田2, 294㎡計田2筆5, 244㎡、離農、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字吉田字地藏堂2885-2、畑62㎡、計畑13筆1, 625. 3㎡、離農、経営規

模拡大です。

次のページをご覧ください。3番●●、●●、大字吉田字水口3386-1、畑81㎡、離農、経営規模拡大です。以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号1番について、7月18日に推進委員の荒井委員が現地を調査いたしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て総額●●円は妥当だと判断します。以上よろしく願います。

議長 大沼 藤一

次に番号2番及び3番について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号2番、番号3番について、同日7月12日、2番については高梨委員、3番につきましては私が現地調査しております。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺への影響はないと思います。番号2番について、10a対価●●円、番号3番につきましては10a対価●●円は妥当だと判断いたしますので、よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(勝見和彦委員挙手)

勝見委員。

委員 勝見和彦

付け加えてですが、●●円というのはちょっと当てはまらないような気がしますが、実情を言いますと、●●さんが実家でありまして●●さんが弟ということで、父親が亡くなったときに相続で弟のほうに分配したという経過がありましたが、お互い年なので弟さんも返しますと申し出たので、このような金額になりました。

議長 大沼 藤一

ほかにごいませんか。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第6、議第161号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

5ページをご覧ください。議第161号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字吉田字屋敷ノ前5395、田6,000㎡、計田8筆37,408㎡、畑14筆2,711㎡、貸し直し、借り受です。

次のページをご覧ください。2番●●、●●、大字吉田字法泉寺裏5575、田12,175㎡、経営移譲、借り受です。以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番及び2番について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号1番、番号2番について、7月12日に、高梨委員が現地調査しております。1番については、貸し直し、借り受、2番については、経営移譲、借り受であります。借り人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響ないと思います。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第162号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

7ページをお開きください。議第162号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和4年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。

1番、譲渡人●●、譲受人●●、土地については大字下平柳字坂水屋敷三143-1、畑80㎡、計畑2筆86.45㎡です。農地区分については第2種農地、使用目的については農機具倉庫の建設でございます。付記としまして、これまで共同の農機具倉庫を使用しておりましたが、共同の一方の方が廃業するということになりまして、現在の土地を地主に返す必要があり、今回新たに農機具倉庫の用地を求めるものでございます。別添の資料No.1、補足資料で補足させていただきます。補足資料の3ページの部分が今回の申請地となります。4ページに字限図を載せてございますが、土地利用計画図については5ページのとおりとなります。赤く囲っている部分が今回の農地畑でございまして、土地利用計画図でいう142-1という土地と142-2という赤で囲っていない土地が、宅地として併用地でございます。こちらを併せて利用するというところの中身でございます。事業費については●●円でございます。全額自己資金で調達する計画で、残高証明書により確認しております。排水同意については不要でございます。雨水は地下浸透の計画でございます。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次に現地調査等の結果について議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番について、7月15日に市川委員、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、下平柳地内にある第2種農地の畑であります。農機具倉庫を建築するための申請であります。転用後、約20cmの盛土を行いますが、申請地周辺は道路と宅地に囲まれておりまして、周辺農地への影響は無いということでありまして、申請の内容に問題はないというふうに判断しておりますのでよろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第8、議第163号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

8ページをお開きください。議第163号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う賃貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和4年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。大変申し訳ありませんが、資料の訂正を先にお願ひします。1番について農地区分第2種農地としておりますが、農振農用地に変更をお願ひします。それでは1番から説明させていただきます。1番賃貸人●●、賃借人農事組合法人E・F代表理事金子武、土地については、大字東大塚字鍛冶野4184、地目は畑で2,394㎡です。農地区分が農振農用地ということで、使用目的が乾燥調製施設の建設でございます。付記としまして、法人の立ち上げに伴い、事業に必要な乾燥調製施設を建設するものでございます。別添資料1の補足資料で補足させていただきます。補足資料の9ページの部分が今回の申請地でございます。農振農用地でございましたが、農業用施設用地として用途変更をしております。11ページには土地利用計画図を載せてございます。事業費は●●円でございます。全額融資で調達する計画でございます。融資証明書により確認しております。排水同意は不要でございます。雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。また総会資料の8ページに戻りいただければと思います。

2番賃貸人●●、賃借人●●、土地については、大字玉庭字榛平6712-84、地目が畑で1,860㎡でございます。農地区分については、農振農用地と第2種農地の併用ということになります。使用目的は牛舎建設でございます。申請地を借り受けて牛舎1棟を新築するものでございます。こちらについても補足資料で補足させていただきます。補足資料の16ページの部分が今回の申請地でございます。土地の東側の一部が農振農用地でございましたが、農業用施設用地として用途変更しております。残りは第2種農地と判断いたします。転用に係る土地利用計画図については18ページ、ご覧いただきまして、牛舎の建築とホールクropp置き場や飼料置き場ということで、利用される計画です。事業費は●●円でございます。●●円を畜産所得向上事業費補助金、残りを自己資金で調達する計画で、補助金の内示や残高証明書により確認しております。汚水排水は排水同意不要で、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容

と判断いたします。以上になります。

議長 大沼 藤一

次に現地調査等の結果について、議席1番鈴木秀男委員より報告願います。

委員 鈴木 秀男

番号1番につきまして、7月15日市川委員そして私、事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は東大塚地内にあります畑であります。米の乾燥調製施設の建築をはじめ、ぬか置き場、たい肥置き場としても利用するための申請であります。転用後の造成については、50cmの盛り土を行いますが、土留めによる法面保護などを行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断しております。続きまして番号2番について、同じく7月15日に確認しております。申請の土地は、玉庭地内にあります畑であります。牛舎の建築をはじめ、ホールクropp置き場、飼料置き場等として利用するための申請であります。転用後、約30cmの盛り土を行いますが、土留めによる法面保護などを行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断しております。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

日程第9、議第164号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

9ページをお開きください。議第164号、農地転用に伴う事業計画変更申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う事業計画変更申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和4年7月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番、当初事業計画者、鉄建建設株式会社東北支店、執行役員支店長猪塚武志、土地については大字西大塚字北の前1395-1、田555㎡、計田4筆942.9㎡、農地区分については農振農用地でございまして、使用目的は工事ヤードということでございます。付記といたしまして、申請地を借り受け、大塚の梨郷道路工事の現場事務所、資材置き場、重機類の作業場所として一時転用の許

可を受けておりましたが、道路の工事の延長に伴って一時転用の期間を延長するためのもの  
でございます。使用目的が変更ないということから、期間の延長のみでございますし、事務局による  
現地確認の申請提案ということになります。よろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第165号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程いた  
します。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

10ページをお開きください。議第165号、川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見に  
ついて、川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を  
求める。令和4年7月25日提出、農業委員会会長名。変更申請の中身については、産業振興課の  
高橋主査よりお願ひしたいと思ひます。

産業振興課主査 高橋 陽一

産業振興課の高橋と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。私の方から説明をさせていただきます。11ページをご覧ください。今回の変更でございますが、内容につきましては、3件の除外案件となっております。概要といたしましては、農地住宅、車庫、作業場、農機具庫、格納庫の新築、また住宅の建築あとは農業用資材の置き場による除外の申請ということで受け付けているものです。2番にありますように農用地除外の総面積でございますが、2,700㎡というふうになっております。内訳といたしましては、田んぼが2,390㎡、畑が310㎡という形になっております。それでは詳細について説明させていただきます。お配りしております資料No.2をご覧ください。お願ひいたします。農振変更補足資料ということでご覧ください。まず1件目でございます。住所が大字上小松字南美女木1211-1、なお全てにつきまして農業振興地域から白地に変更するものがございます。地目につきましては、台帳、現況ともに田んぼ、地積につきましては2,027㎡、申請人の方につきましては川西町大字玉庭●●番地、●●となっております。事業につきましては、現在の住宅の老朽化、また、家族構成の変化、増加ということ踏まえまして住宅を新築するもの  
でございます。申請地につきましては、申請地の所有者である親族の方からの理解を得られたということ、また生活環境及び農作業維持の向上が図られる位置だということからこの申請地を選定したも



のでございます。2番目でございます。大字小松字新町西973-10、地目につきましては台帳、現況ともに田んぼとなっております。地積面積につきましては363㎡、申請人の方は川西町大字上小松●●番地、●●となっております。事由といたしましては現在アパート住まいの方でございますけれども、新たに新築住宅を建設したいということで申請されるものでございます。申請される方の勤務先、除雪の状況など鑑みまして申請地を設定したというところでございます。最後三つ目でございます。住所は大字黒川字石堂前399-1、地目につきましては台帳、現況ともに畑となっております。地積面積は310㎡、申請人は川西町大字黒川●●番地の●●でございます。こちらの事由につきましては、農業用資材置き場を整備するものということになっております。現在の住まい、また農地としての条件があまりよろしくないという状況など総合的に鑑みまして、こちらの申請地を選定され、活用したいということで申請されたものです。以上よろしくお願ひいたします。

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件については同意の意見を付して、川西町長に送付することに決定いたします。

これをもちまして、第30回川西町農業委員会総会を閉会いたします。